

スマート農業を始めようとしている、あなたに！

# おしえて～農林水産省！

## 農業分野におけるAI・データに関する 契約ガイドライン



農林水産省の補助事業等を活用する場合、農機メーカーやベンダのシステムサービス契約は、このガイドラインに沿って結ばれることになります！



### 農業データってなに？

回答：病虫害発生状況や登熟具合の画像、温度、水位、家畜の飼養管理等のような、農作業に伴い発生し、記録・保存された情報のことだよ。

### 農業分野における AI・データ契約に関する ガイドラインってなに？

回答：スマート農業の製品・サービスの利用を始めるために、データを提供する農業者が農機メーカー等と契約する時の考え方とひな形を示すガイドラインだよ。

### 農業者のメリットは？



回答：ガイドラインに従うと、農機メーカー等に提供した農業データが守られるんだ！だから、安心して、データを提供できるようになるよ。

# 農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン



**考え方とひな形を示すガイドラインは、  
農業者等が農機メーカー等にデータを提供する際に  
心配になる点を教えてくれているんだね～！**

提供したデータやノウハウって、  
法律で守られているんじゃないの？  
→法律で守られるのは、ほんの一握り！  
契約でしか守れないの。

知的財産は難しいから、  
契約に含めなくていいかあ。。。  
→含めないと大切なノウハウを  
ライバルに取られちゃうかも。。。！



農業者等

データ等  
提供



農機メーカー等

データ等  
提供



第三者

そんなつもりでデータや  
ノウハウを出したのではないのに。。。  
→契約時に利用目的を確認して、  
自分のデータをしっかり守ろう！

受領したデータや加工したものを  
第三者に渡してもいいの？  
→データを提供した農業者等の  
同意が必要だよ！

## 農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン

⇒<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/keiyaku.html>

※ スマート農業で、農林水産省の補助事業を活用する場合、農機メーカーやベンダのソフトウェアの利用規約は、本ガイドラインのデータ利活用編に準拠することが要件化されます。  
(令和3年度からの運用開始を想定し、詳細が内部で検討されています)



## お問い合わせ

【このパンフレットについて】

農林水産省 知的財産課 (電話：03-6738-6442)

【ノウハウ、データ、成果物の利用権限等を扱う契約、その他の知的財産全般に関すること】

独立行政法人 工業所有権情報・研修館 (INPIT)

知財総合支援窓口 (電話：0570-082100 (全国共通)) ※

※ 47都道府県すべてに相談窓口を開設し、中堅・中小企業等の知的財産に関する悩みや課題に対し、その場で解決を図るワンストップサービスを無料で提供しています。専門性の高い相談には定期的に専門家が対応するほか、相談内容に適した専門家が訪問して支援を実施しています。



はふはふ